

Client Alert

15 March 2022

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



末富 純子
パートナー
+81 3 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
+81 3 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」が国会に提出

2022年2月25日、岸田内閣は、①重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度、の4つの制度の創設を柱とする「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」（以下「法案」）を閣議決定し、同日に国会に提出した¹。同法案は、本年6月15日までの第208回通常国会の会期中に可決・成立する見込みとなっている。

法案の概要

法案の目的及び基本的な方針の策定

法案は、附則を除き、全7章99条で構成されている。第1条においては、法案の目的として、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として」後述の4つの制度を創設することにより、「安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進すること」が規定されている。ここでは、「経済安全保障」という用語は注意深く避けられ、安全保障を確保するための経済施策を推進することがその目的とされた。

政府は、経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項を含む「基本的な方針」（以下「基本方針」）を閣議決定し、遅滞なく公表しなければならない（2条）。内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明などを求めることができるほか（3条1項）、必要な勧告を行い、その勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとされている（3条2項）。また、法案に規定されている規制措置は、「経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない」旨の規定も置かれている（5条）。

重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

第6条から第48条までにおいては、国民の生存や国民生活・経済に甚大な影響のある物資の安定供給確保を図るための支援措置等が定められている。

まず、政府は、基本方針に基づき、「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（以下「安定供給確保基本指針」）」を定める（6条）。安

¹ 本法案の条文については、内閣官房の下記ホームページを参照。
<https://www.cas.go.jp/jp/houan/208.html>



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



小原 万実
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9539
mami.ohara@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

定供給確保基本指針の策定に際しては、予め有識者の意見を聴いた上で、閣議決定後、遅滞なく公表される（6条3項～5項）。ここで、「特定重要物資」とは、「国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資で、当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部の行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、安定供給の確保を図ることが特に必要と認められる物資²」とされ、具体的な品目は政令で定められる（7条）。内閣官房に設置された「経済安全保障法制に関する有識者会議」（以下「有識者会議」）の議論においては、具体的な物資の例として医薬品と半導体が挙げられている³。具体的な物資の範囲は政令の公表を待つ必要があるが、重要な点として、法案の文言上、「その生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム」（以下「原材料等」）が「物資」の範囲から除外されており、「特定重要物資」の指定は製品レベルでなされる点に留意が必要である。ただし、各種支援措置の対象には原材料等も含まれている。

「特定重要物資」が政令で指定された後、当該物資を所管する主務大臣は、その物資毎に「安定供給確保を図るための取組方針」（以下「安定供給確保取組方針」）を策定する（8条）。その中においては、具体的な支援措置や取組の期間などが定められる予定である（8条2項2号及び3号）。

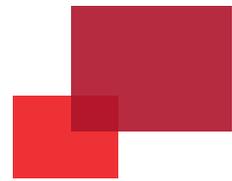
これらの特定重要物資及びその原材料等の安定供給を図ろうとする者は、生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資開発といった取組を記載した「供給確保計画」を作成し、主務大臣に提出して認定を受けることができる（9条）。これにより、①取組への助成金の交付（31条3項1号）、②当該事業者へ融資を行う金融機関への利子補給（31条3項2号）、③日本政策金融公庫による指定金融機関を通じた資金供給（いわゆる「ツーステップローン」）（14-19条）、④中小企業が供給確保事業を行うために設立する株式会社が発行する株式の引受け等（27条）、⑤中小企業に対する信用保険の付保（28条）、といった各種支援措置を受けることが可能となる。

また、主務大臣は、上記の措置では「当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるとき」は、当該物資を「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」に指定し、自ら「備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置」を講ずる（44条）。その上で、外部から行われる行為により特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の供給が不足し、又は不足するおそれがあり、その価格が著しく騰貴したことにより、特に必要があると認めるときは、それらを時価よりも低い騰貴前の価格で譲渡・貸付・使用させることができる（44条8項）。このほか、主務大臣は、補助金の交付を受けた外国の貨物及び不当廉売された貨物の輸入、又は予想されなかった事情の変化による貨物の輸入の増加が、本邦の産業に実質的な損害を与える十分な証拠があると思料する場合等には、所管大臣に対して、補助金相殺関税、アンチダンピング関税、セーフガード措置の発動に向けた調査を求めることができる（30条）。

² 7条それ自体はやや複雑な規定ぶりとなっているが、内閣官房「経済安全保障推進法案の概要」2頁を参照。<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220225/siryou1.pdf>

³ 経済安全保障法制に関する有識者会議第3回会合（2022年1月12日）資料3の2頁を参照。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai3/siryou1.pdf



同時に重要な点として、主務大臣には、「その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に関し必要な報告又は資料の提出を求める」権限が与えられており（48条1項）、その求めを受けた事業者等にはそれに応じる努力義務が課せられている（48条3項）。報道によると、原案の段階では、この求めに応じなかった事業者等には「30万円以下の罰金」が科される旨が盛り込まれていたが、経済界や与党の一部議員の反対により罰則は削除され、事業者等に対して課される義務は努力義務に変更された⁴。

なお、本章の規定は、一部の規定を除き、法案の公布後9か月以内に施行される（附則第1条柱書）。

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

第49条から第59条までにおいては、米国⁵やドイツ⁶における制度等に倣い、基幹インフラの重要設備の導入又は維持管理等の委託に対する事前審査制度が規定されている。本法案の目玉となる措置の一つである。

まず、政府は、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（「特定社会基盤役務基本指針」）を策定し、閣議決定後に遅滞なく公表する（49条）。これを受け、主務大臣は、「特定社会基盤事業」（国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある「特定社会基盤役務」の提供を行うものとして政令で定めるもの）を行う者のうち、その使用する「特定重要設備」（特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムであって、主務省令で定めるもの）の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を「特定社会基盤事業者」として指定する（50条1項柱書）。この「特定社会基盤事業」として、電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカードの14分野が法定されている（50条1項各号）。「特定社会基盤事業者」については、今後、事業規模（利用者の数、国内市場におけるシェア等）及び代替可能性（地理的事情、事業内容の特殊性等）の観点から、一定規模以上の事業者に限る形で基準が定められる見込みとなっている⁷。

特定社会基盤事業者は、「他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合」又は「他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作を行わせる場合」には、予め計画書を主務大臣に届け出なければならない（52条1項）。この届出をした事業者は、主務大臣が届出を受理した日から起算して30日を経過するまではそれらの設備の導入等を行ってはならず（52条3

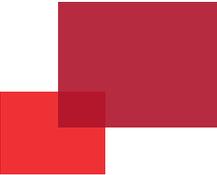
⁴ 例えば、日本経済新聞「経済安保法案、罰則を一部削除 供給網調査の拒否に」（2022年2月15日付）を参照。

⁵ 大統領令13873号（2019年5月15日）及びそれに基づく15 CFR Part 7を参照。

⁶ 2021年5月31日に施行されたIT Security Act 2.0を参照。

⁷ 経済安全保障法制に関する有識者会議第3回会合（2022年1月12日）資料4の8-9頁を参照。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai3/siryou4.pdf



項)、主務大臣は、最大4か月間までこの期間を延長することができる(52条4項)。主務大臣は、当該特定重要設備が「特定妨害行為」(我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為)の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書の内容の変更等の必要な措置又は中止を勧告することができ(52条6項)、届出をした事業者が正当な理由なく従わない場合には、当該変更や中止を命令することができる(52条10項)。これらの届出をせず、又は虚偽の届出をして、特定重要設備の導入等を行った場合や、上記命令に従わなかった場合には、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその併科がなされる(92条1項)。全体として、外為法27条の対内直接投資等の届出のスキームと類似した規定となっているが、インフラ事業者による設備及びその調達先の選定等は自らの経営判断において行われるべきものであり、本来自由である行為に経済安全保障の観点から新たに制約を課すものであること等にも鑑み⁸、外為法と比較して、若干罰則が軽くなっている点が着目される。

重要な点は、この審査が具体的にどのような観点から行われるかであるが、この点は法案の文言からは必ずしも明確ではない。有識者会議の報告書は、これは当該設備の供給者や委託先の事業者に関する情報、更には当該設備の構成部品で外部からの妨害行為に使用されるおそれがあるものに係るサプライチェーンや再委託先に関する情報なども踏まえた上での判断となり、「リスクのある設備等の類型を予め網羅的かつ詳細に明らかにしておくことには一定の限界がある」としつつも、「事業者の予見可能性の観点からは、国が審査を行う際の考え方や考慮要素をできる限り明確に定め」るべきとしている⁹。

「特定社会基盤事業者」の指定は、法案の公布後1年6か月以内、審査に係る規定は法案の公布後1年9か月以内に、それぞれ施行される(附則第1条但書3号及び4号)。なお、事業者が「特定社会基盤事業者」として指定を受けた日から6か月間は、52条1項の届出義務の規定は適用されないという経過措置が設けられている(53条1項)。

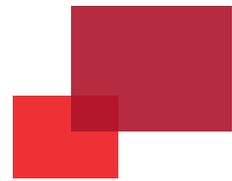
先端的な重要技術の開発支援に関する制度

第60条から第64条までにおいては、先端的な重要技術の開発支援に関する各種制度が規定されている。

政府は、有識者の意見を聴いた上で、「特定重要技術」の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(以下「特定重要技術研究開発基本指針」)を策定し、閣議決定後に遅滞なく公表する(60条)。この「特定重要技術」とは、「将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの」と定義されており(61条)、具体的には、「宇

⁸ 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障法制に関する提言」20頁。

⁹ 脚注8の25-27頁を参照。



宙・海洋・量子・AI等の分野における先端的な重要技術」が想定されている模様である¹⁰。

その上で、国の資金により行われる特定重要技術の研究開発等について、その資金を交付する大臣（研究開発大臣）が、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、個別プロジェクトごとに、研究代表者の同意を得て協議会を設置し、必要と認める者を、その同意を得て構成員として追加する（62条1～3項）。協議会においては、研究開発の推進に有用なシーズ・ニーズ情報の共有や社会実装に向けた制度面での協力（必要な規制緩和）、国際標準化の検討といった事項について協議がなされることとなる（62条4項）。協議会の構成員には、必要な資料の提供、説明、意見の表明その他の協力に応じる努力義務が課されるとともに（62条6項）、国家公務員に求められるものと同等の守秘義務も課されており（62条7項）、守秘義務違反には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなる（95条1項1号）。また、協議会を通じて得られた研究成果については全ての参加者が納得する形で決定すべきとともに、当該成果に係る特許権等の帰属の取り扱いについては、産業技術力強化法17条の「日本版バイ・ドール制度」の適用対象となり¹¹、同法の定める4要件の下、知的財産権を協議会の構成員に帰属させることも認められている。

このほか、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究を行うシンクタンクの設立も定められている（64条）。同シンクタンクは、2023年度の立ち上げが目指されている¹²。

本章の規定は、法案の公布後9か月以内に施行される（附則第1条柱書）。

特許出願の非公開に関する制度

第65条から第85条までにおいては、G20諸国の中で日本、メキシコ、アルゼンチンのみが制度を有していなかった、いわゆる「秘密特許制度」の創設が規定されている¹³。以下で述べるように、新たな秘密特許制度は、米英仏等が採用する、いわゆる「手続留保型」の制度となり、特許庁による第一次審査と内閣府による第二次審査（保全審査）の二段階審査の枠組みが取られることとなった。

まず政府は、有識者の意見を聴いた上で、特許出願の非公開に関する基本指針（以下「特許出願非公開基本指針」）を策定し、閣議決定後に遅滞なく公表する（65条）。

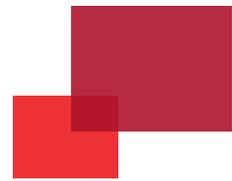
特許庁における第一次審査においては、「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野」（以下「特定技術分野」）に属する発明が記載された特許出願をスクリーニングし、出願から3か月以内に、該当する特

¹⁰ 脚注2の2頁を参照。

¹¹ 脚注8の40頁を参照。

¹² イノベーション政策強化推進のための有識者会議「国及び国民の安全・安心の確保に向けた科学技術の活用に必要なシンクタンク機能に関する検討結果報告書」（2021年4月）19頁を参照。

¹³ 我が国においても、戦前は秘密特許制度が設けられていたが、昭和23年の特許法改正により削除がなされた。



許出願を内閣府に送付することとなる（66条1項）。特許出願人自らが、第二次審査を求める旨の申出を行うこともできるものとされている（66条2項）。特許庁が審査する案件は年間約30万件前後に上ることにも鑑み、第一次審査では機微性の大小といった事項には踏み込まず、第二次審査の対象となる特定技術分野に該当するか否かを定型的に審査すべきものとされている¹⁴。また、具体的な技術分野は今後政令で指定されるものとされているが、現時点では、核兵器や武器などの軍用技術を中心に、デュアルユース（軍民両用）技術については限られた技術のみが含まれる見込みである¹⁵。当該技術分野に該当する発明について外国出願を行うことは禁止され（78条1項）、当該発明者は、手数料25,000円を納付して、予め特許庁に外国出願が禁止される発明か否かの確認を求めることができる（79条）。

内閣府における第二次審査（保全審査）においては、①当該特許出願に係る明細書等に公にすることにより、外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明か、②保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響といった事情を考慮して審査が行われる（67条1項）。この審査においては、必要な専門的知識を有する国の機関又は専門的知識を有する外部機関に対して、必要な資料又は情報の提供、説明その他必要な協力が求められることがあるほか（67条3項及び4項）、原則として、関係行政機関の長に協議がなされることとなる（67条6項）。その上で、保全指定を行う場合には、予め出願人に対し当該発明に係る情報管理状況等を記載した書面の提出を行うよう求める通知を发出し（67条9項）、当該出願人は、当該通知を受けた日から14日以内に、書面を提出しなければならない（67条10項）。この書面の提出期限を徒過した場合には、一定の弁明の機会が付与された上で、特許出願の却下がなされることとなる（69条4項）。内閣府は、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認めるときは、1年を超えない期間を定めた上で当該発明を保全対象発明として指定（以下「保全指定」）し、出願及び特許庁に対する通知を行う（70条1項及び2項）。保全指定の期間は1年毎に延長の要否が判断される（70条3項）。

保全指定がなされた発明については、①出願の放棄・取下げの禁止（72条1項）、②発明を実施する場合には内閣府の許可を受けるべき義務（73条）、③発明の内容の開示禁止（74条1項）、④発明に係る情報の漏えい防止のために必要・適切な措置を講じる義務（75条）、⑤他の事業者が発明に係る情報の取り扱いを認める場合に内閣府の承認を受ける義務（76条1項）、⑥外国出願の禁止（78条）、といった義務が課されることとなる。出願者には、これらの代償として、「通常生ずべき損失」が国により補償される（80条1項）。

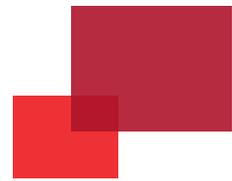
本章の規定は、特許出願非公開基本指針を除き、法案の公布後2年以内に施行される（附則第1条但書5号）。

ビジネスにとっての重要ポイント

1. 「特定重要物資」又はその原材料等を製造する事業者は、「供給確保計画」の作成やそれに伴う取組の実施、あるいは各種報告・資料

¹⁴ 脚注8の48頁を参照。

¹⁵ 脚注8の47-48頁を参照。



提出等に係る負担も考慮した上で、計画の認定を受けるか否かを検討する必要があると考えられる。自社の事業戦略と合致する取組に対する資金面の負担やリスク等を軽減する目的であれば、こうした支援措置を積極的に活用すべきとも考えられる反面、事業戦略とは必ずしも一致しない、あるいは支援を受けるために事業戦略それ自体を変更する必要が生じる場合には、一般論としては、より慎重に検討を行うべきものと考えられる。

2. 「特定重要設備」のベンダーや維持管理等の委託先事業者は、ビジネスに与える影響を最小化するため、求められた際にすぐに提出することができるよう、予め当該設備／維持管理業務の概要や構成部品の供給者等に係る情報を記載した文書を作成しておく必要があると考えられる。また、「特定社会基盤事業者」の指定を受けた者は、経過期間として設けられた6か月のうちに、可能な範囲で前倒して設備導入を行うことも検討すべきであろう。
3. 事業者は、先端技術に係る自社の競争領域と協調領域とを明確化した上で、自社の協調領域における「特定重要技術」の研究開発を行う協議会については、人材を送り込むなど積極的な参加を検討し、限りあるリソースを必要な領域に重点的に配分すべきである。
4. 秘密特許制度の対象となり得る技術分野の発明を有する事業者は、特許出願の前に、保全指定がなされ実施が制限されたとした場合のコストを十分に検討し、特許出願を行うか、あるいは営業秘密として保持するかの検討を行う必要がある。また、自社の技術が特定技術分野に属するか否かが判然としない場合には、外国出願に係る事前確認制度を活用することも検討すべきである。